

**中国银保监会关于印发融资租赁公司
监督管理暂行办法的通知**

各省、自治区、直辖市、计划单列市人民政府，新疆生产建设兵团：

2017年全国金融工作会议确定，融资租赁公司等机构由中央制定统一规则，地方负责实施监管，强化属地风险处置责任。为进一步加强融资租赁公司监督管理，规范经营行为，防范化解风险，促进融资租赁行业规范有序发展，根据有关法律法规和全国金融工作会议确定的职责分工，中国银保监会制定了《融资租赁公司监督管理暂行办法》，现印送你们，请认真组织实施。

中国银保监会
2020年5月26日

融资租赁公司监督管理暂行办法

第一章 总则

第一条 为落实监管责任，规范监督管理，引导融资租赁公司合规经营，促进融资租赁行业规范发展，根据有关法律法规，制定本办法。

第二条 本办法所称融资租赁公司，是指从事融资租赁业务的有限责任公司或者股份有限公司（不含金融租赁公司）。

本办法所称融资租赁业务，是指出租人根据承租人对出卖人、租赁物的选择，向出卖人购买租赁物，提供给承租人使用，承租人支付租金的交易活动。

第三条 从事融资租赁活动应当遵守法律法规，遵循诚实信用原则和公平原则，不得损害国家利益、社会公共利益和他人合法权益。

第四条 鼓励各地加大政策扶持力度，引导融

**中国銀行保險監督管理委員會：
ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法の
印刷・公布に関する通知**

各省・自治区・直辖市・計画単列市の人民政府、新疆生産建設兵団：

2017年、全国金融工作会議は、ファイナンスリース会社などの機構について、中央が統一規則を制定し、地方が監督管理実施の責を負い、所属する地域のリスク処理の責任を強化することを確定した。さらにファイナンスリース会社の監督管理を強化し、経営行為を規範化し、リスクを防止かつ解消し、ファイナンスリース業界の規範的かつ秩序立った発展を促進するため、関連法律・法規および全国金融工作会議で確定した職責分担に基づき、中国銀保監会は、《ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法》を制定したため、ここに印刷・送付するので、真摯かつ組織的に実施されたい。

中国銀保監會
2020年5月26日

ファイナンスリース会社監督管理暫定弁法

第一章 総則

第一条 監督管理の責任を実行し、監督管理を規範化し、ファイナンスリース会社のコンプライアンスに準拠した経営を指導し、ファイナンスリース業界の規範的発展を促進するため、関連法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいうファイナンスリース会社とは、ファイナンスリース業務に従事する有限責任会社あるいは株式有限会社を指す（金融リース会社を含まない）。

本弁法でいうファイナンスリース業務とは、レッサーがサプライヤー・リース物件に対するレッシーの選択に基づき、サプライヤーからリース物件を購入して、レッシーの使用に提供し、レッシーがリース料を支払う取引活動を指す。

第三条 ファイナンスリース活動に従事する場合、法律・法規を遵守し、信義則および公平原則に従わなければならない。国家の利益・社会公共の利益および他人の合法的權益を損害してはならない。

第四条 各地が政策支援度を増幅させ、ファイ

<p>融资租赁公司在推动装备制造业发展、企业技术升级改造、设备进出口等方面发挥重要作用，更好地服务实体经济，实现行业高质量发展。</p> <p style="text-align: center;">第二章 经营规则</p> <p>第五条 融资租赁公司可以经营下列部分或全部业务：</p> <p>（一）融资租赁业务；</p> <p>（二）租赁业务；</p> <p>（三）与融资租赁和租赁业务相关的租赁物购买、残值处理与维修、租赁交易咨询、接受租赁保证金；</p> <p>（四）转让与受让融资租赁或租赁资产；</p> <p>（五）固定收益类证券投资业务。</p> <p>第六条 融资租赁公司的融资行为必须符合相关法律法规规定。</p> <p>第七条 适用于融资租赁交易的租赁物为固定资产，另有规定的除外。</p> <p>融资租赁公司开展融资租赁业务应当以权属清晰、真实存在且能够产生收益的租赁物为载体。融资租赁公司不得接受已设置抵押、权属存在争议、已被司法机关查封、扣押的财产或所有权存在瑕疵的财产作为租赁物。</p> <p>第八条 融资租赁公司不得有下列业务或活动：</p> <p>（一）非法集资、吸收或变相吸收存款；</p> <p>（二）发放或受托发放贷款；</p> <p>（三）与其他融资租赁公司拆借或变相拆借资金；</p> <p>（四）通过网络借贷信息中介机构、私募投资基金融资或转让资产；</p> <p>（五）法律法规、银保监会和省、自治区、直辖市（以下简称省级）地方金融监管部门禁止开展的其他业务或活动。</p> <p>第九条 融资租赁公司进口租赁物涉及配额、</p>	<p>ナンスリース会社が設備製造業の発展推進・企業の技術アップグレード改良・設備輸出入などの方面において重要な役割を發揮するよう指導し、实体经济にさらに適切に奉仕し、業界のハイクオリティな発展を実現することを奨励する。</p> <p style="text-align: center;">第二章 經營規則</p> <p>第五条 ファイナンスリース会社は、下記の一部あるいはすべての業務を經營することができる：</p> <p>（一）ファイナンスリース業務；</p> <p>（二）リース業務；</p> <p>（三）ファイナンスリースおよびリース業務に関わるリース物件の購入・残存価額の処理および保守・リース取引に係るコンサルティング・リース保証金の受領；</p> <p>（四）ファイナンスリースあるいはリース資産の譲渡および譲受；</p> <p>（五）固定収益類証券投資業務。</p> <p>第六条 ファイナンスリース会社の融資行為は、必ず関連法律・法規の規定に合致していなければならない。</p> <p>第七条 別の規定がある場合を除き、ファイナンスリース取引に適用するリース物件は固定資産とする。</p> <p>ファイナンスリース会社がファイナンスリース業務を行う場合、権利帰属が明確であり、真に存在かつ収益化できるリース物件を媒体としなければならない。ファイナンスリース会社は、抵当が設定されている・権利帰属に争議が存在している・司法機関から差し押さえを受けている財産あるいは所有権に瑕疵がある財産をリース物件としてはならない。</p> <p>第八条 ファイナンスリース会社に下記の業務あるいは活動があってはならない：</p> <p>（一）不法な資金調達・預金の吸収あるいは形を変えた吸収；</p> <p>（二）貸付の実行あるいは実行の受託；</p> <p>（三）その他のファイナンスリース会社からの資金借入あるいは形を変えた借入；</p> <p>（四）インターネット貸借情報仲介機構・私募投資ファンドを通じた資金調達あるいは資産譲渡；</p> <p>（五）法律・法規・银保监会および省・自治区・直辖市（以下、省級）地方金融監督管理部門が実施を禁止するその他業務あるいは活動。</p> <p>第九条 別の約定がある場合を除き、ファイナ</p>
--	--

许可等管理的，由租赁物购买方或产权所有方按有关规定办理手续，另有约定的除外。

融资租赁公司经营业务过程中涉及外汇管理事项的，应当遵守国家外汇管理有关规定。

第十条 融资租赁公司应当建立完善以股东或股东（大）会、董事会（执行董事）、监事（会）、高级管理层等为主体的组织架构，明确职责分工，保证相互之间独立运行、有效制衡，形成科学高效的决策、激励和约束机制。

第十一条 融资租赁公司应当按照全面、审慎、有效、独立原则，建立健全内部控制制度，保障公司安全稳健运行。

第十二条 融资租赁公司应当根据其组织架构、业务规模和复杂程度，建立全面风险管理体系，识别、控制和化解风险。

第十三条 融资租赁公司应当建立关联交易管理制度，其关联交易应当遵循商业原则，独立交易、定价公允，以不优于非关联方同类交易的条件进行。

融资租赁公司在对承租人为关联企业的交易进行表决或决策时，与该关联交易有关联关系的人员应当回避。融资租赁公司的重大关联交易应当经股东（大）会、董事会或其授权机构批准。

融资租赁公司与其设立的控股子公司、项目公司之间的交易，不适用本办法对关联交易的监管要求。

第十四条 融资租赁公司应当合法取得租赁物的所有权。

第十五条 按照国家法律法规规定租赁物的权属应当登记的，融资租赁公司须依法办理相关登记手续。若租赁物不属于需要登记的财产类别，融资租赁公司应当采取有效措施保障对租赁物的合法权益。

リース企業によるリース物件の輸入が割当・許可などの管理に関わる場合、リース物件の購入者あるいは財産権所有者が関連規定に基づき手続を行う。

ファイナンスリース会社の業務経営過程において外貨管理事項に関わる場合、国家の外貨管理関連規定を遵守しなければならない。

第十条 ファイナンスリース会社は、株主あるいは株主（大）会・董事会（執行董事）・監事（会）・高級管理層などを主体とする組織構造を構築・完備し、職責分担を明確化し、相互の独立運営・有効な抑制および均衡を保障し、科学的かつ高効率な方針決定・奨励および制限メカニズムを構築しなければならない。

第十一条 ファイナンスリース会社は、全面・慎重・有効・独立原則に基づき、内部統制制度を構築・整備し、会社の安全かつ穏健な運営を保障しなければならない。

第十二条 ファイナンスリース会社は、その組織構造・業務規模および複雑性に基づき、全面的なリスク管理体系を構築し、リスクを識別・コントロールおよび解消しなければならない。

第十三条 ファイナンスリース会社は、関連取引管理制度を構築しなければならず、その関連取引は、ビジネス原則を遵守し、独立した取引・公平妥当な価格でなければならず、非関係者の同類取引と比べて優遇する条件で行ってはならない。

ファイナンスリース会社は、レシーが関連企業である取引について表決あるいは方針決定を行う際、当該関連取引と関連関係がある人員を回避しなければならない。ファイナンスリース会社の重大関連取引は、株主（大）会・董事会あるいはこれが授権した機構の批准を受けなければならない。

ファイナンスリース会社とこれが設立・持分支配する子会社・プロジェクト会社間の取引は、本弁法の関連取引に対する監督管理の要求を適用しない。

第十四条 ファイナンスリース会社は、リース物件の所有権を合法的に取得しなければならない。

第十五条 国家の法律・法規の規定に基づきリース物件の権利帰属を登記しなければならない場合、ファイナンスリース会社は、法に基づき関連登記手続を行わなければならない。リース物件が登記の必要な財産類に当たらない場合、ファイ

<p>第十六条 融资租赁公司应当在签订融资租赁合同或明确融资租赁业务意向的前提下，按照承租人要求购置租赁物。特殊情况下需要提前购置租赁物的，应当与自身现有业务领域或业务规划保持一致，且与自身风险管理能力和专业化经营水平相符。</p> <p>第十七条 融资租赁公司应当建立健全租赁物价值评估和定价体系，根据租赁物的价值、其他成本和合理利润等确定租金水平。</p> <p>售后回租业务中，融资租赁公司对租赁物的买入价格应当有合理的、不违反会计准则的定价依据作为参考，不得低值高买。</p> <p>第十八条 融资租赁公司应当重视租赁物的风险缓释作用，密切监测租赁物价值对融资租赁债权的风险覆盖水平，制定有效的风险应对措施。</p> <p>第十九条 融资租赁公司应当加强租赁物未担保余值管理，定期评估未担保余值是否存在减值，及时按照会计准则的要求计提减值准备。</p> <p>第二十条 融资租赁公司应当加强对租赁期限届满返还或因承租人违约而取回的租赁物的风险管理，建立完善的租赁物处置制度和程序，降低租赁物持有期风险。</p> <p>第二十一条 融资租赁公司对转租赁等形式的融资租赁资产应当分别管理，单独建账。转租赁应当经出租人同意。</p> <p>第二十二条 融资租赁公司应当严格按照会计准则等相关规定，真实反映融资租赁资产转让和受</p>	<p>ナンスリース会社は、有効な措置を講じてリース物件に対する合法的な権益を保障しなければならない。</p> <p>第十六条 ファイナンスリース会社は、ファイナンスリース契約を締結あるいはファイナンスリース業務の意向を明確化すると的前提の下、レシーの要求に基づきリース物件を購入しなければならない。特殊な状況下でリース物件を事前に購入する必要がある場合、自社の既存業務の分野あるいは業務計画と一致しており、かつ自社のリスク管理能力および専門経営レベルと一致していなければならない。</p> <p>第十七条 ファイナンスリース会社は、リース物件価値評価および価格決定体系を構築・整備し、リース物件の価値・その他コストおよび合理的利益などに基づきリース料の水準を確定しなければならない。</p> <p>セール・アンド・リースバック業務において、ファイナンスリース会社のリース物件購入価格は、合理性があり、会計準則に違反しない価格決定の根拠を参考としなければならない。価値の低いものを高価格で購入してはならない。</p> <p>第十八条 ファイナンスリース会社は、リース物件のリスク顕在化を重視し、ファイナンスリース債権に対するリース物件価値のリスクカバー水準を注意深くモニタリングし、有効なリスク対応措置を制定しなければならない。</p> <p>第十九条 ファイナンスリース会社は、リース物件の無保証残存価値管理を強化し、無保証残存価値に減損がないか否かを定期的に評価し、適時、会計準則の要求に基づき減損準備金を引き当てなければならない。</p> <p>第二十条 ファイナンスリース会社は、リース期限満了による返却あるいはレシーの規約違反により回収するリース物件に対するリスク管理を強化し、完備されたリース物件処理制度およびメカニズムを構築し、リース物件保有期間のリスクを軽減しなければならない。</p> <p>第二十一条 ファイナンスリース会社は、転リースなどの形式のファイナンスリース資産に対して個別管理を行い、単独で帳簿を設置しなければならない。転リースは、レシーの同意を受けなければならない。</p> <p>第二十二条 ファイナンスリース会社は、会計準則などの関連規定に厳格に従い、ファイナンス</p>
---	---

<p>让业务的实质和风险状况。</p> <p>第二十三条 融资租赁公司应当建立资产质量分类制度和准备金制度。在准确分类的基础上及时足额计提资产减值损失准备，增强风险抵御能力。</p> <p>第二十四条 融资租赁公司按照有关规定可以向征信机构提供和查询融资租赁相关信息。</p> <p>第二十五条 融资租赁公司和承租人应对与融资租赁业务有关的担保、保险等事项进行充分约定，维护交易安全。</p> <p style="text-align: center;">第三章 监管指标</p> <p>第二十六条 融资租赁公司融资租赁和其他租赁资产比重不得低于总资产的 60%。</p> <p>第二十七条 融资租赁公司的风险资产总额不得超过净资产的 8 倍。风险资产总额按企业总资产减去现金、银行存款和国债后的剩余资产确定。</p> <p>第二十八条 融资租赁公司开展的固定收益类证券投资业务，不得超过净资产的 20%。</p> <p>第二十九条 融资租赁公司应当加强对重点承租人的管理，控制单一承租人及承租人为关联方的业务比例，有效防范和分散经营风险。融资租赁公司应当遵守以下监管指标：</p> <p>（一）单一客户融资集中度。融资租赁公司对单一承租人的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的 30%。</p> <p>（二）单一集团客户融资集中度。融资租赁公司对单一集团的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的 50%。</p> <p>（三）单一客户关联度。融资租赁公司对一个关联方的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的 30%。</p>	<p>リース資産の譲渡および譲受業務の実質およびリスク状況を真実に反映させなければならない。</p> <p>第二十三条 ファイナンスリース会社は、資産のクオリティ分類制度および準備金制度を構築しなければならない。正確な分類を基礎として、適時、資産減損損失準備金を十分な額で引き当て、リスク防御能力を強化しなければならない。</p> <p>第二十四条 ファイナンスリース会社は、関連規定に基づき信用調査機構にファイナンスリース関連情報を提供および照会することができる。</p> <p>第二十五条 ファイナンスリース会社およびレシーは、ファイナンスリース業務に関する担保・保険などの事項に対して十分に約定し、取引の安全性を維持しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第三章 監督管理指標</p> <p>第二十六条 ファイナンスリース会社のファイナンスリースおよびその他リース資産の比率は、総資産の 60%を下回ってはならない。</p> <p>第二十七条 ファイナンスリース会社のリスク資産総額は、純資産の 8 倍を超過してはならない。リスク資産総額は、企業の総資産から現金・銀行預金および国債を引いた後に残る資産に基づき確定する。</p> <p>第二十八条 ファイナンスリース会社が行う固定資産収益類証券投資業務は、純資産の 20%を超過してはならない。</p> <p>第二十九条 ファイナンスリース会社は、重点レシーに対する管理を強化し、単一レシーおよびレシーが関係者である業務の比率をコントロールし、経営リスクを有効に防止および分散しなければならない。ファイナンスリース会社は、以下の監督管理指標を遵守しなければならない：</p> <p>（一）単一顧客融資集中度。ファイナンスリース会社の単一レシー向けの全ファイナンスリース業務の残高は、純資産の 30%を超過してはならない。</p> <p>（二）単一グループ融資集中度。ファイナンスリース会社の単一グループ向けの全ファイナンスリース業務の残高は、純資産の 50%を超過してはならない。</p> <p>（三）単一顧客関係度。ファイナンスリース会社の単一関係者向けの全ファイナンスリース業務の残高は、純資産の 30%を超過してはならない。</p>
--	--

<p>(四) 全部关联度。融资租赁公司对全部关联方的全部融资租赁业务余额不得超过净资产的50%。</p> <p>(五) 单一股东关联度。对单一股东及其全部关联方的融资余额，不得超过该股东在融资租赁公司的出资额，且同时满足本办法对单一客户关联度的规定。</p> <p>银保监会可以根据监管需要对上述指标作出调整。</p> <p style="text-align: center;">第四章 监督管理</p> <p>第三十条 银保监会负责制定融资租赁公司的业务经营和监督管理规则。</p> <p>第三十一条 省级人民政府负责制定促进本地区融资租赁行业发展的政策措施，对融资租赁公司实施监督管理，处置融资租赁公司风险。省级地方金融监管部门具体负责对本地区融资租赁公司的监督管理。</p> <p>第三十二条 地方金融监管部门应当根据融资租赁公司的经营规模、风险状况、内控管理等情况，对融资租赁公司实施分类监管。</p> <p>第三十三条 地方金融监管部门应当建立非现场监管制度，利用信息系统对融资租赁公司按期分析监测，重点关注相关指标偏高、潜在经营风险较大的公司。省级地方金融监管部门应当于每年4月30日前向银保监会报送上一年度本地区融资租赁公司发展情况以及监管情况。</p> <p>第三十四条 地方金融监管部门应当建立现场检查制度，对融资租赁公司的检查包括但不限于下列措施：</p> <p>(一) 进入融资租赁公司以及有关场所进行现场检查；</p> <p>(二) 询问有关单位或者个人，要求其对有关检查事项作出说明；</p> <p>(三) 查阅、复制有关文件资料，对可能被转</p>	<p>い。</p> <p>(四) 総関係度。ファイナンスリース会社のすべての関係者向けの全ファイナンスリース業務の残高は、純資産の50%を超過してはならない。</p> <p>(五) 単一株主関係度。単一株主およびそのすべての関係者向けの融資残高は、当該株主のファイナンスリース会社への出資額を超過してはならず、かつ同時に本弁法の単一顧客関係度の規定を充足しなければならない。</p> <p>银保监会は、監督管理の必要に応じて上述の指標を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">第四章 监督管理</p> <p>第三十条 银保监会は、ファイナンスリース会社の業務経営および監督管理規則を制定する責を負う。</p> <p>第三十一条 省級人民政府は、本地区のファイナンスリース業界の発展を促進する政策措置を制定し、ファイナンスリース会社に対して監督管理を実施し、ファイナンスリース会社のリスクを処理する責を負う。省級地方金融監督管理部門は、本地区のファイナンスリース会社に対する監督管理の具体的な責を負う。</p> <p>第三十二条 地方金融監督管理部門は、ファイナンスリース会社の経営規模・リスク状況・内部統制管理などの状況に基づき、ファイナンスリース会社に対して分類監督管理を実施しなければならない。</p> <p>第三十三条 地方金融監督管理部門は、オフサイト監督管理制度を構築し、情報システムを利用してファイナンスリース会社を四半期毎に分析・モニタリングし、関連指標が高い傾向にある・潜在的な経営リスクが比較的高い会社を重点的に注意しなければならない。省級地方金融監督管理部門は、毎年4月30日までに银保监会に前年度の本地区のファイナンスリース会社の発展状況および監督管理状況を送信・報告しなければならない。</p> <p>第三十四条 地方金融監督管理部門は、オンサイト検査制度を構築しなければならない。ファイナンスリース会社に対する検査は、下記の措置を含むがこれに限らない：</p> <p>(一) ファイナンスリース会社および関連場所に入りオンサイト検査を行う；</p> <p>(二) 関連単位あるいは個人に質問し、関連検査事項について説明するよう要求する；</p> <p>(三) 関連文書・資料を閲覧・複製し、移転・</p>
--	---

<p>移、销毁、隐匿或者篡改的文件资料，予以先行登记保存；</p> <p>（四）检查相关信息系统。</p> <p>进行现场检查，应当经地方金融监管部门负责人批准。现场检查时，检查人员不得少于2人，并应当出示合法证件和检查通知书。有关单位和个人应当配合地方金融监管部门依法进行监督检查，如实提供有关情况和文件、资料，不得拒绝、阻碍或者隐瞒。</p> <p>第三十五条 地方金融监管部门根据履行职责需要，可以与融资租赁公司的董事、监事、高级管理人员进行监督管理谈话，要求其就融资租赁公司业务活动和风险管理的重大事项作出说明。</p> <p>第三十六条 地方金融监管部门应当建立融资租赁公司重大风险事件预警、防范和处置机制，制定融资租赁公司重大风险事件应急预案。</p> <p>融资租赁公司发生重大风险事件的，应当立即采取应急措施，并及时向地方金融监管部门报告，地方金融监管部门应当及时处置。</p> <p>第三十七条 地方金融监管部门应当建立融资租赁公司及其主要股东、董事、监事、高级管理人员违法经营融资租赁业务行为信息库，如实记录相关违法行为信息；给予行政处罚的，应当依法向社会公示。</p> <p>第三十八条 融资租赁公司应定期向地方金融监管部门和同级人民银行分支机构报送信息资料。</p> <p>第三十九条 融资租赁公司应当建立重大事项报告制度，下列事项发生后5个工作日内向地方金融监管部门报告：重大关联交易，重大待决诉讼、仲裁及地方金融监管部门规定需要报送的其他重大事项。</p> <p>第四十条 地方金融监管部门应当与有关部门</p>	<p>廃棄・隠蔽あるいは改竄される可能性のある文書・資料に対して、予め登記・保存する；</p> <p>（四）関連情報システムを検査する。</p> <p>オンサイト検査を行う場合、地方金融監督管理部門の責任者の批准を受けなければならない。オンサイト検査の際、検査員は少なくとも2人を下回ってはならず、併せて合法的な証書および検査通知書を提示しなければならない。関連単位および個人は、地方金融監督管理部門が法に基づき実施する監督検査に協力し、関連状況および文書・資料を事実通りに提供しなければならない。拒絶・妨害あるいは隠蔽してはならない。</p> <p>第三十五条 地方金融監督管理部門は、職責履行の必要に応じて、ファイナンスリース会社の董事・監事・高級管理人員と監督管理上の面談を行い、ファイナンスリース会社の業務活動およびリスク管理の重大事项について説明するよう要求することができる。</p> <p>第三十六条 地方金融監督管理部門は、ファイナンスリース会社の重大リスク事件アラート・防止および処理メカニズムを構築し、ファイナンスリース会社重大リスク応急対応策を制定しなければならない。</p> <p>ファイナンスリース会社に重大リスク事件が発生した場合、直ちに応急措置を講じ、併せて地方金融監督管理部門に報告しなければならない。地方金融監督管理部門は遅滞なく処理しなければならない。</p> <p>第三十七条 地方金融監督管理部門は、ファイナンスリース会社およびその主要株主・董事・監事・高級管理人員によるファイナンスリース業務違法経営行為のデータベースを構築し、事実通りに関連違法行為情報を記録しなければならない；行政処罰を与える場合、法に基づき社会に公示しなければならない。</p> <p>第三十八条 ファイナンスリース会社は、定期的に地方金融監督管理部門および同級人民銀行分支機構に情報・資料を送信・報告しなければならない。</p> <p>第三十九条 ファイナンスリース会社は、重大事項報告制度を構築し、下記事項の発生後5営業日以内に地方金融監督管理部門に報告しなければならない；重大関連取引、判決待ちの重大訴訟・仲裁および地方金融監督管理部門が送信・報告が必要であると規定するその他重大事項。</p> <p>第四十条 地方金融監督管理部門は、関連部門</p>
--	---

建立监督管理协调机制和信息共享机制，研究解决辖内融资租赁行业重大问题，加强监管联动，形成监管合力。

第四十一条 地方金融监管部门应当加强监管队伍建设，按照监管要求和职责配备专职监管员，专职监管员的人数、能力要与被监管对象数量相匹配。

第四十二条 融资租赁行业协会是融资租赁行业的自律组织，是社会团体法人。

依法成立的融资租赁行业协会按照章程发挥沟通协调和行业自律作用，履行协调、维权、自律、服务职能，开展行业培训、理论研究、纠纷调解等活动，配合地方金融监管部门，引导融资租赁公司诚信经营、公平竞争、稳健运行。

第四十三条 地方金融监管部门要通过信息交叉比对、实地走访、接受信访投诉等方式，准确核查辖内融资租赁公司经营和风险状况，按照经营风险、违法违规情形划分为正常经营、非正常经营和违法违规经营等三类。

第四十四条 正常经营类是指依法合规经营的融资租赁公司。地方金融监管部门要对正常经营类融资租赁公司按其注册地审核营业执照、公司章程、股东名单、高级管理人员名单和简历、经审计的近两年资产负债表、利润表、现金流量表及规定的其他资料。

对于接受并配合监管、在注册地有经营场所且如实完整填报信息的企业，省级地方金融监管部门要在报银保监会同意后及时纳入监管名单。

第四十五条 非正常经营类主要是指“失联”和“空壳”等经营异常的融资租赁公司。

“失联”是指满足以下条件之一的融资租赁公司：无法取得联系；在企业登记住所实地排查无法找到；虽然可以联系到企业工作人员，但其并不知

と監督管理協調メカニズムおよび情報共有メカニズムを構築し、管轄内のファイナンスリース業界の重大問題を研究・解決し、監督管理の連動を強化し、監督管理において協力しなければならない。

第四十一条 地方金融監督管理部門は、監督管理チームの設立を強化し、監督管理要求および職責に基づき監督管理専門員を配置し、監督管理専門員の人数・能力は、監督管理の対象数に相応するものでなければならない。

第四十二条 ファイナンスリース業協会は、ファイナンスリース業界の自律組織であり、社会団体法人である。

法に基づき成立したファイナンスリース業協会は、規約に基づき協調および業界自律の役割を發揮し、協調・権益保護・自律・職能への奉仕を履行し、業界研修・理論研究・紛争調停などの活動を行い、地方金融監督管理部門と協力して、ファイナンスリース会社の誠実な経営・公平な競争・穏健な運営を指導する。

第四十三条 地方金融監督管理部門は、情報の比較対照・実地訪問・投書/告訴の受付などの方式を通じて、管轄内のファイナンスリース会社の経営およびリスク状況を正確に検査し、経営リスク・法律規定違反状況に基づき正常経営・非正常経営および法律規定違反経営などの三種類に区別しなければならない。

第四十四条 正常経営類とは、法に基づきコンプライアンスに準拠した経営のファイナンスリース会社を指す。地方金融監督管理部門は、正常経営類のファイナンスリース会社に対してその登録地に基づき営業許可証・会社定款・株主リスト・高級管理人員の名簿および略歴・監査済みの直近2年の貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書および規定のその他資料を審査しなければならない。

監督管理を受け協力した・登録地に経営場所がありかつ事実通りに情報を完全に記入している企業に対して、省级地方金融監督管理部門は、银保监会に報告して同意を受けたうえで適時、監督管理リストに組み入れなければならない。

第四十五条 非正常経営類とは、「消息不明」および「ペーパーカンパニー」などの経営異常のファイナンスリース会社を主として指す。

「消息不明」とは、以下の条件のいずれかに該当するファイナンスリース会社を指す；連絡が取れない；企業登記場所の実地検査において見当た

情也不能联系到企业实际控制人；连续3个月未按监管要求报送监管信息。

“空壳”是指满足以下条件之一的融资租赁公司：未依法通过国家企业信用信息公示系统报送并公示上一年度年度报告；近6个月监管信息显示无经营；近6个月无纳税记录或“零申报”；近6个月无社保缴纳记录。

地方金融监管部门要督促非正常经营类企业整改。非正常经营类企业整改验收合格的，可纳入监管名单；拒绝整改或整改验收不合格的，纳入非正常经营名录，劝导其申请变更企业名称和业务范围、自愿注销。

第四十六条 违法违规经营类是指经营行为违反法律法规和本办法规定的融资租赁公司。违法违规情节较轻且整改验收合格的，可纳入监管名单；整改验收不合格或违法违规情节严重的，地方金融监管部门要依法处罚、取缔或协调市场监管部门依法吊销其营业执照，涉嫌违法犯罪的及时移送公安机关依法查处。

第四十七条 省级地方金融监管部门要与市场监管部门建立会商机制，严格控制融资租赁公司及其分支机构的登记注册。融资租赁公司变更公司名称、组织形式、公司住所或营业场所、注册资本、调整股权结构等，应当事先与省级地方金融监管部门充分沟通，达成一致意见。

第五章 法律责任

第四十八条 融资租赁公司违反法律法规和本办法规定，有关法律法规有处罚规定的，依照其规定给予处罚；有关法律法规未作处罚规定的，地方金融监管部门可以采取监管谈话、出具警示函、责令限期改正、通报批评等监管措施；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

らない；企業の職員に連絡が取れるが、事情を理解しておらず、企業の実際の支配者にも連絡が取れない；3ヶ月連続で監督管理の要求に基づき監督管理情報を送信・報告していない。

「ペーパーカンパニー」とは、以下の条件のいずれかに該当するファイナンスリース会社を指す；法に基づき前年度の年度報告を国家企業信用信息公示システムを通じて送信・報告かつ公示していない；直近6ヶ月の監督管理情報が「無経営」と表示される；直近6ヶ月に納税記録がないあるいは「ゼロ申告」である；直近6ヶ月に社会保険料の納付記録がない。

地方金融監督管理部門は、非正常経営類企業に是正するよう督促しなければならない。非正常経営類企業が是正して検査に合格した場合、監督管理リストに組み入れることができる；是正を拒否あるいは是正したが検査に合格しなかった場合、非正常経営名簿に組み入れ、企業名称および業務範囲変更を申請・任意で抹消するよう忠告する。

第四十六条 法律規定違反経営類とは、経営行為が法律・法規および本弁法の規定に違反しているファイナンスリース会社を指す。法律規定違反状況が比較的軽かつ是正して検査に合格した場合、監督管理リストに組み入れることができる；是正したが検査に合格しなかったあるいは法律規定違反状況が重大な場合、地方金融監督管理部門は、法に基づき処罰・取締あるいは市場監督管理部門と協力して法に基づきその営業許可証を取り消し、違法犯罪の恐れがある場合、遅滞なく公安機関に移送して法に基づき調査処分しなければならない。

第四十七条 省級地方金融監督管理部門は、市場監督管理部門と協議メカニズムを構築し、ファイナンスリース会社およびその分支機構の登録を厳格にコントロールしなければならない。ファイナンスリース会社の会社名称・組織形態・会社の住所あるいは経営場所・登録資本の変更、持分構成の調整などは、事前に省級地方金融監督管理部門と十分に連携し、一致意見に達していないなければならない。

第五章 法的責任

第四十八条 ファイナンスリース会社が法律・法規および本弁法の規定に違反し、関連法律・法規に処罰規定がある場合、その規定に基づき処罰する；関連法律・法規に処罰規定がない場合、地方金融監督管理部門は、監督管理上の面談・警告状の発行・期限を指定した是正命令・通報批判などの監督管理措置を講じることができ

第四十九条 依照法律法规对融资租赁公司进行处罚的，地方金融监管部门可以根据具体情形对有关责任人员采取通报批评、责令改正、纳入警示名单或违法失信名单等监管措施；法律法规有处罚规定的，依照法律法规予以处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第五十条 融资租赁公司吸收或变相吸收公众存款以及以其他形式非法集资的，依照法律、行政法规和国家有关规定给予处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第六章 附则

第五十一条 省级人民政府应当依据本办法制定本辖区融资租赁公司监督管理实施细则，视监管实际情况，对租赁物范围、特定行业的集中度和关联度要求进行适当调整，并报银保监会备案。

第五十二条 本办法施行前已经设立的融资租赁公司，应当在省级地方金融监管部门规定的过渡期内达到本办法规定的各项要求，原则上过渡期不超过三年。省级地方金融监管部门可以根据特定行业的实际情况，适当延长过渡期安排。

第五十三条 本办法中下列用语的含义：

（一）关联方可依据《企业会计准则第 36 号——关联方披露》的规定予以认定。

（二）重大关联交易是指融资租赁公司与一个关联方之间单笔交易金额占融资租赁公司净资产 5%以上，或者融资租赁公司与一个关联方发生交易后融资租赁公司与该关联方的交易余额占融资租赁公司净资产 10%以上的交易。

第五十四条 本办法由银保监会负责解释。

る；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第四十九条 法律・法規に基づきファイナンスリース会社に対して処罰を行う場合、地方金融監督管理部門は、具体的な状況に基づき関連責任者に対して通報指摘・是正命令・警告リストあるいは法律違反信用喪失リストへの追加などの監督管理措置を講じることができる；法律・法規に処罰規定がある場合、法律・法規に基づき処罰する；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第五十条 ファイナンスリース会社が公衆の預金を吸収あるいは形を変えて吸収およびその他の形式で違法に資金を調達した場合、法律・行政法規および国家の関連規定に基づき処罰する；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第六章 附則

第五十一条 省級人民政府は、本弁法に基づき本管轄区のファイナンスリース会社監督管理実施細則を制定し、監督管理の実際の状況を見て、リース物件の範囲・特定業種の集中度および関連度の要求に対して適切に調整を行い、併せて银保监会に備案・報告しなければならない。

第五十二条 本弁法の施行前にすでに設立しているファイナンスリース会社は、省級地方金融監督管理部門の規定する移行期間内に本弁法の規定する各要求に到達しなければならず、原則、移行期間は 3 年を超過しないものとする。省級地方金融監督管理部門は、特定業種の実況に基づき、移行期間の措置を適切に延長することができる。

第五十三条 本弁法における下記の用語の意味は以下の通りである：

（一）関係者は、《企業会計準則第 36 号——関係者の開示》の規定に基づき認定することができる。

（二）重大関連取引とは、ファイナンスリース会社と単一関連者間の一件あたりの取引金額がファイナンスリース会社の純資産の 5%以上を占める、あるいはファイナンスリース会社と単一関係者の取引の発生後、ファイナンスリース会社と当該関係者の取引残高がファイナンスリース会社の純資産の 10%以上を占める取引を指す。

第五十四条 本弁法は、银保监会が解釈の責を

<p>第五十五条 本办法自印发之日起施行。本办法施行前有关规定与本办法不一致的，以本办法为准。</p>	<p>負う。</p> <p>第五十五条 本弁法は、印刷・公布日より施行する。本弁法施行前の関連規定が本弁法と一致しない場合、本弁法に準じる。</p>
---	--